

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の会社Bに雇用され、鳶工として建設現場において勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、C県D郡に所在していた「E店新築工事（元請：F株式会社G支店）」現場において、足場の解体作業中、足場の部材とともに床面に墜落し、頭部、頸部、背部等を打撲した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故直後には医療機関を受診することなく、就労を継続していたが、平成〇年〇月〇日以降、複数の医療機関を受診し、「頸部挫傷」等の傷病名で療養を継続するとともに、これらの傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を複数回にわたり請求した。

しかし、監督署長はこれらの請求はいずれも業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をしたため、請求人は、これら各処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に複数回再審査請求を行ったが、当審査会は、いずれも業務上の事由による傷病とは認められないとして、これら再審査請求を棄却する旨の処分を行い、棄却の裁決は確定している。

今般、請求人は、本件事故に起因するとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらの

請求はいずれも業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求したが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件再審査請求は、請求人が、H病院において「頸椎捻挫」、I病院において「頸部挫傷・頸部捻挫」、I外科において「陳旧性頸部挫傷」、名古屋第一赤十字病院において「頸部挫傷」、J病院において「不整脈」の各傷病名（以下「本件傷病」という。）にて、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に治療を受け、また、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの578日間について休業し、本件傷病は平成〇年〇月〇日に発生した本件事故に起因するものであることを理由として監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したのに対し、これら給付を不支給とした監督署長の処分の取消しを求めるものである。

しかしながら、請求人の主張する本件傷病が業務に起因するものであるか否かについては、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けの裁決書（平成〇年労第〇号事件）において詳細に検討した上で、本件傷病と本件事故との間には因果関係がない旨論じ、判断を示しているところである。

当審査会は、念のため提出された医証その他のすべての資料を精査したが、本件再審査請求に当たり、請求人からは、従前の再審査請求時と異なる新たな主張、新たな資料等の提出はなく、これまでの請求人の主張、提出資料と同一であると認められることから、これ以上、本件傷病の業務上外について改めて論ずる必要を認めない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。